

■ 社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法に基づき設立した法人である。

第一種社会福祉事業

【経営主体】

- ・国、地方公共団体又は社会福祉法人が原則
- ・その他の者は、都道府県知事の許可が必要

【主な事業】

- ・児童福祉法に規定する乳児院
- ・老人福祉法に規定する特別養護老人ホーム
- ・障害者自立支援法に規定する障害者支援施設 等

第二種社会福祉事業

【経営主体】

特に制限はなし

【主な事業】

- ・児童福祉法に規定する保育所
- ・老人福祉法に規定する老人デイサービス事業
- ・障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業 等

■ 社会福祉法人は、社会福祉事業のほか、公益事業及び収益事業を行うことができる。

公益事業

【主な要件】

- ・社会福祉と関係のある公益を目的とする事業であること
- ・社会福祉事業に対し、従たる地位にあること 等

【主な事業】

- ・介護保険法に規定する居宅サービス事業
- ・有料老人ホームを経営する事業 等

収益事業

【主な要件】

- ・その収益を社会福祉事業又は一定の公益事業に充てること
- ・社会福祉事業に対し、従たる地位にあること 等

【主な事業】

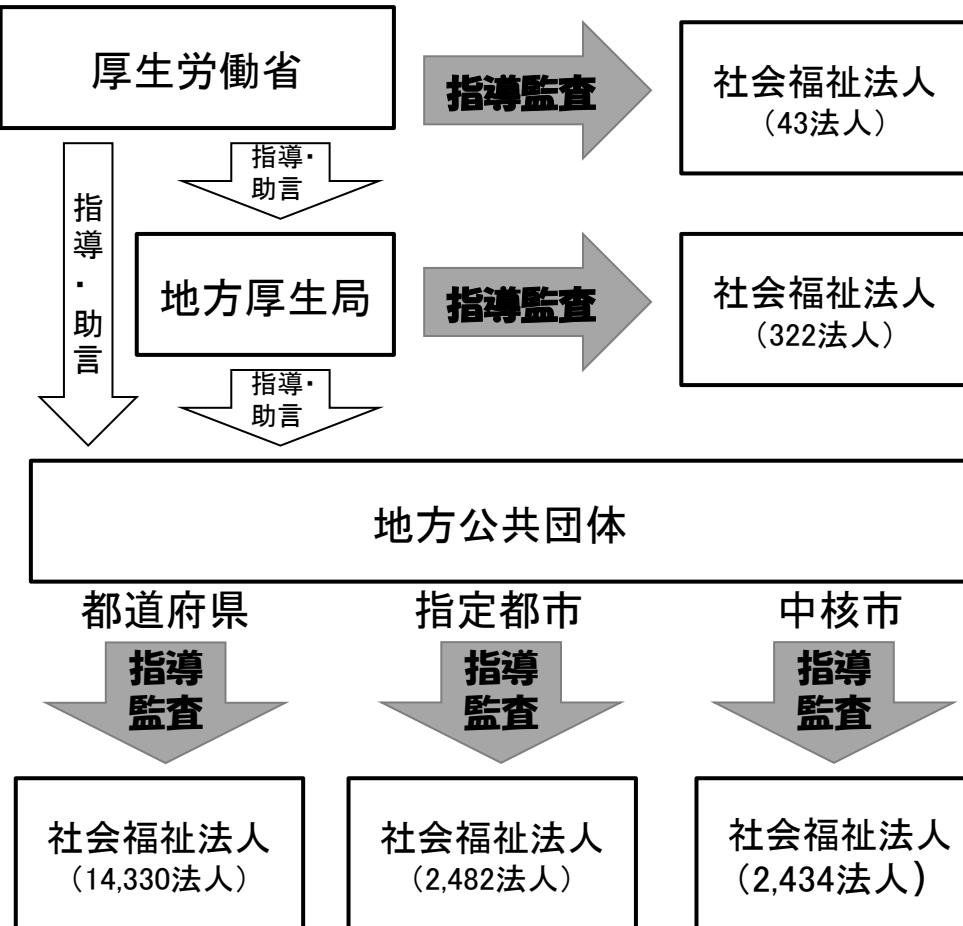
- ・法人の所有する不動産を活用して行う貸ビル、駐車場の経営 等

社会福祉法人に対する指導監査について

■ 厚生労働省において統一基準(指導監査要綱等)を示し、国及び地方公共団体が所管している社会福祉法人の業務及び財産の状況について指導監査を実施。

指導監査の仕組み

※法人数は平成24年3月末日時点



※「第二次地方分権一括法」に基づき、平成25年4月より、主たる事務所が一般市の区域内にある社会福祉法人であってその行う事業が当該市を超えない法人に対する、指導監査等の権限が都道府県から一般市へ移譲される予定。

一般的な指導監査の流れ

- ①指導監査実施計画の作成
- ②社会福祉法人に対して、指導監査実施通知
- ③指導監査の実施
- ④指導監査結果の通知
- ⑤社会福祉法人からの是正改善報告書の受理
- ⑥是正状況の確認

指導監査の周期

【一般監査】

- ・運営に大きな問題がなく、外部監査を実施又は法人活動に積極的な取組(第三者評価事業の受審等)が認められる場合 → 4年に1回
- ・運営に大きな問題がない → 2年に1回
- ・運営に大きな問題がある → 年に1回又は随時

【特別監査】

- ・運営に重大な問題がある場合に実施

福祉サービス第三者評価制度について

趣旨

- 利用者に対する質の高いサービスの提供に資するよう、福祉事業者が提供する福祉サービスを公正・中立な第三者機関が専門的・客観的に評価する「福祉サービス第三者評価制度」を実施。
(平成16年度より種別横断的に実施)
- 福祉サービス第三者評価の受審は任意。受審件数は、年間2,000～3,000件程度。
※ 社会的養護関係施設については、平成24年度から受審を義務化。
- 第三者評価機関は都道府県が指定。
平成22年度末現在、454法人。

評価項目

- 種別横断的な共通評価項目は53項目。
※ 別途、種別ごとに上乗せの評価項目を定めているものもある。(児童養護施設、障害者施設等)
- 評価項目例は、以下のとおり。
 - ・ 理念や基本方針が確立・周知されているか
 - ・ 緊急時や災害時における利用者の安全確保に向けた取組が行われているか
 - ・ 地域や関係機関等との連携が確保されているか
 - ・ 利用者を尊重したサービスが提供されているか
 - ・ 利用者満足の向上を図るための取組が行われているか
 - ・ サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われているか 等

新社会福祉法人会計基準について

新会計基準以前

- 社会福祉法人の会計処理については、社会福祉法人会計基準の他、実施事業に関する会計処理基準が複数存在
- ※ 「社会福祉法人会計基準」の他、介護保険事業に関する「指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針」など複数の基準が存在

(問題点・課題)

- 事務処理が煩雑
- 適用する基準により計算処理結果が異なる場合があるなど、法人全体の財務状況の把握が困難な場合がある

新会計基準

- 社会福祉法人が行うすべての事業を対象とし、会計ルールを一元化
- ※ 既存の社会福祉法人に係る会計処理基準のほか、公益法人会計基準(平成20年4月)、企業会計原則等を参考として作成

(新会計基準の制定による効果)

- 会計ルールの一元化による事務簡素化
- 法人全体の財務状況を明らかにし、経営分析を可能にするとともに、外部への情報公開にも資する

新基準の実施時期

- 平成24年4月施行
- 移行期間として、平成26年度までは従来の会計処理によることができる。

特別養護老人ホームの設置主体の要件緩和について

○平成22年6月18日

「規制・制度改革に係る対処方針」閣議決定

…「特別養護老人ホームへの社会医療法人参入を可能とする方向で検討し、結論を得る。」

○平成23年3月11日

「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」閣議決定

…社会医療法人による特別養護老人ホームの設置を可能とする旨の条項を盛り込む。

○平成23年5月31日

「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」衆議院本会議修正議決

…社会医療法人による特別養護老人ホームの設置を可能とする旨の条項が削除。

<法案修正の背景及び趣旨>

【平成23年6月9日参議院厚生労働委員会】

○柚木道義議員

背景、経緯ということございまして、特別養護老人ホーム及び養護老人ホームにつきましては、心身の障害によって介護を必要とする要介護者にとってのついの住みかでございます、その事業の実施に当たりましては、高い公益性及び安定性を担保することが必要不可欠でございます。

そのため、従来は、老人福祉法におきましては、特養あるいは養護老人ホームの設置主体を十分な公益性及び安定性が確保されている地方公共団体、社会福祉法人、地方独立行政法人、日本赤十字社及び厚生連に限定していたところでございまして、御案内のところかもしれません。

そういった中で、今般の改正におきましては、設置主体として社会医療法人を加えることとしておったものの、前述の設置主体限定の趣旨に鑑みまして、これを削ることとしたということでございます。